

マタニティバッグ及びマタニティストラップの提供事業者募集要項

1 趣旨

安城市が実施する広告事業の一つとして、本市が実施する母子健康手帳の交付時に配布するマタニティバッグ及びマタニティストラップを無償で提供していただける民間事業者（以下、「提供事業者」という。）を募集します。

2 実施概要

提供事業者は、マタニティバッグ及びマタニティストラップを無償で提供します。なお、市は、提供事業者が作成した広告付印刷物が同封されたマタニティバックを配布することができます。

3 無償提供物の仕様等

（１）規格

無償提供物	規格	備考
マタニティバッグ	・ A 4 サイズが入る手提げタイプのもの ・ 母子健康手帳交付時の配布物（A 4 判 厚さ 5 c m 程度、重さ約 700 g 程度）を持ち帰るために十分な大きさと強度かつ安全性のあるもの	コットンまたは紙が材料であること。
マタニティストラップ	・ 縦 3 ～ 6 c m 横 3 ～ 6 c m 程度 ・ 厚さ 2 ～ 6 m m 程度 ・ ストラップ又はキーホルダー仕様のもの ・ こども家庭庁指定のマタニティマークを印刷したもの ・ 妊娠期間中（約 1 年間）使用可能な耐久性かつ安全性のあるもの	デザイン・色等の基準の詳細はこども家庭庁のホームページを参照

（２）配布予定数

各 1, 6 0 0 個

※上記数量は、あくまでも予定のため調整をさせていただくことがあります。

（３）配布期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

（４）納品場所

安城市こども健康部健康推進課保健指導係（安城市保健センター内）

（５）納品方法

マタニティバッグとマタニティストラップは別にして納品してください。

（６）納品期間

令和 8 年 3 月 2 日～3 月 2 0 日

ただし、令和 8 年 4 月 1 日以降、配布期間中において配布が途切れることがない範囲において分納を行う場合は、その旨ご提案ください。

また、上記の期間に納品ができない場合は、その旨ご相談ください。

(7) その他

提供事業者の都合により配布期間中に仕様を変更する場合は、あらかじめ変更内容について安城市に通知し、承諾を受けた場合に限り変更することができるものとします。

4 応募資格要件

安城市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）第3条各号のいずれにも該当しない者

5 広告の規格

マタニティバッグやマタニティストラップそのものには、広告を掲載することはできません。なお、マタニティバックには、広告付印刷物を同封することが可能です。広告付印刷物を同封する場合の広告の規格は、次のとおりとします。

- (1) 同封する広告付印刷物は、落下しないように袋に包装してください。
- (2) 提供事業者以外の広告を掲載する場合に実際に広告を掲載する事業者（以下、「広告主」という。）は、要綱第3条各号のいずれにも該当しない者としてください。
- (3) 広告印刷物は、要綱第4条及び「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の基準に適合しているものとします。
- (4) 広告付印刷物は、出産や子育てに関連するものとします。
- (5) 広告媒体若しくはこれを封入する袋等には「広告」である旨を明示するほか、「安城市が特別に推奨するものではありません。」などの文言を記載することにより、安城市が広告主を応援したり、特定の商品を推奨したりしているといった印象を与えないように配慮してください。
- (6) 個別包装された広告付印刷物を入れる場合、大きさはA4サイズの袋に入る程度のもので、重さは200g未満に抑えてください。
- (7) 原則として、年度途中での広告内容の追加や変更は認めません。やむを得ず変更をする場合は、あらかじめ変更内容について安城市に通知し、承諾を得た場合に限り変更することができるものとします。

6 広告掲載料

広告付印刷物をマタニティバックに同封に伴い、広告掲載料が発生する場合は、令和8年3月20日までに安城市の発行する納入通知書により支払うものとします。

7 応募方法

(1) 提出書類

- ア 申込書（様式1） 1部
- イ 会社概要（パンフレットなど） 1部
- ウ 見本又は企画書 1部
- エ 掲載予定広告案 1部
- オ 他自治体での類似業務の実績がわかる資料（該当する場合のみ） 1部

(2) 提出方法

持参または郵送で提出

(3) 提出期間

令和7年8月22日～9月4日

郵送による場合は期間内必着とします。また、持参する場合は、土曜日及び日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とします。

(4) 提出先

〒446-0045 安城市横山町下毛賀知106番地1

安城市こども健康部健康推進課保健指導係（安城市保健センター内）

(5) その他応募における注意事項等

ア 申込書等の準備・作成に要する費用は応募者の負担とします。

イ 提出された書類等の返却は行いません。

ウ 提出された書類は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しません。

エ 募集期限後の提出・提出物の差換え等は認めません。

オ 4に定める応募資格を有しない者のした応募、申出書等に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

カ 8に定める選定結果に基づく応募者の選定の可否については、各応募者あてに文書等で通知します。

キ 審査の経緯の公表は行いません。

8 提供事業者の選定

(1) 提供事業者の選定

申込みが2者以上あった場合は、広告掲載料を最も高い額で提示した者を選定し、広告掲載料が同額であった場合は安城市の代理抽選による選定とします。

(2) 選定結果通知等

選定結果は、選定結果通知書（様式2）により申込書提出者すべてに対して通知します。

(3) 理由の説明

通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、提供事業者を選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面により説明を求めることができます。

ア 書面は持参又は郵送で提出してください。

イ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア） 受付場所 安城市こども健康部健康推進課保健指導係
（安城市保健センター内）

（イ） 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

ウ 回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。

エ 回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

7 契約の締結

市は選定された提供事業者と、すみやかに契約の締結をします。

8 留意事項

(1) 安城市は、提供事業者及び広告主が要綱第3条に抵触することとなったとき、

掲載しようとする広告が要綱第4条に抵触することとなったとき及びその他市長が適当でないと認めるときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

- (2) 提供事業者は、無償提供物及び広告掲載内容について第三者からの苦情等、何らかの問題が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応していただくことになります。
- (3) 安城市は、無償提供物及び広告掲載内容について、使用途上に広告主等の責に帰する理由に基づき、その使用に不適當な理由が生じた場合は、配布を中止することができるものとします。その場合、提供事業者は、当該無償提供物を回収するとともに、代替物を安城市に提供していただきます。
- (4) この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、市、提供事業者及び広告主が協議して決定します。

9 問い合わせ先

〒446-0045

安城市横山町下毛賀知106番地1

安城市こども健康部健康推進課保健指導係（安城市保健センター）

TEL：0566-76-1133

FAX：0566-77-1103

E-mail:kenko@city.anjo.lg.jp